

# 行橋市建設工事成績評定要領の運用について

平成20年6月6日  
改正 令和 2年6月1日

「行橋市建設工事成績評定要領」の運用については、下記のとおりとします。

## 1 工事成績評定の基本的な流れ

- ① 監督員は、工事成績採点表等に工事名・契約金額・請負者名・工期・完成年月日・評定者氏名等の必要事項を記入します。
- ② 各評定者は、行橋市建設工事成績評定様式（建築等）もしくは、行橋市建設工事成績評定様式（土木）で評定を行います。
- ③ 各評定者は、工事成績評定表の所見欄にその要点をまとめ記載します。
- ④ 検査員は、工事成績評定表を作成し、事業担当課及び市長に提出します。
- ⑤ 契約検査課長は、評定結果を工事成績評定通知書により請負者に通知します。

## 2 工事成績採点表（様式第1号その1-1、その1-2）

各評定者の評定を数値に表し、その結果をもとに総合的に評定点を算出します。

- (1) 下段「※1～※9」の注意書きをよく理解したうえで記入すること。
- (2) 考査項目の細別欄のa・b・c・d・eに該当する評価をすべて入力すること。
- (3) 行橋市建設工事成績評定様式（建築等）における細別のa～eにおける加減点・判定基準は、解説を参照すること。
- (4) 各考査項目の採点にあたっては、監督員、総括監督員、検査員の順で記入すること。

## 3 監督員の評定上の留意点

- (1) 行橋市建設工事成績評定様式（建築等）では、考査項目の出来形及び出来栄のうち、細別の品質については、3細別の中から該当細別に記入すること。
- (2) 行橋市建設工事成績評定様式（建築等）では、考査項目の創意工夫については、解説「※1～※6」をよく理解したうえで記入すること。

## 4 総括監督員の評定上の留意点

- (1) 工程管理  
該当項目を現場への臨場、実施工程表及び施工体制書類等を基に総合的に判断して評価すること。
- (2) 安全対策  
該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類等を基に総合的に判断して評価すること。
- (3) 地域への貢献等  
該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類等を基に総合的に判断して評価すること。
- (4) 法令遵守等

措置内容の該当項目にチェックを入れること。監督員へ聞き取り等をしたうえで客観的に判断し評価すること。

## 5 検査員の評定上の留意点

- (1) 行橋市建設工事成績評定様式(建築等)では、考査項目の出来形及び出来栄のうち、細別の品質及び出来ばえについては、3細別の中から該当細別に記入すること。該当する細別については、監督員と整合性を図ること。
- (2) 考査項目は、監督員と類似若しくは同一の考査項目が多いため、事前に監督員の評定結果について説明を受けてから評定を行うこと。

## 6 細目別評定点採点表(様式第2号-1、第2号-2)

検査員は、検査完了後、細別の加減点を入力します。

検査員は、細目別評定点採点表を市長に提出します。

## 7 採点項目表(様式第3号その1、第3号その2)

監督員は、該当箇所をチェックし採点を行います。

総括監督員は、該当箇所をチェックし採点を行います。

検査員は、該当箇所をチェックし採点を行います。

## 8 工事成績項目別判定表(様式第4号その1、第4号その2)

監督員は、必要事項を入力します。

検査員は、検査完了後、必要事項を入力します。

検査員は、工事成績項目別判定を市長に提出します。

## 9 工事成績評定表(様式第5号その1)

監督員は、必要事項を入力します。

検査員は、検査完了後、必要事項を入力します。

検査員は、工事成績評定表を事業担当課及び市長に提出します。

## 10 項目別評定点(様式第5号その2)

細目別評定点採点表に記入すると自動的に計上します。

契約検査課長は、項目別評定点を工事成績評定通知書に添付し、請負者に通知します。

## 11 工事成績評定結果提出書(様式第6号)

監督員は、必要事項を入力します。

検査員は、検査完了後、必要事項を入力します。

契約検査課長は、工事成績評定結果提出書を市長に提出します。

## 12 工事成績評定通知書(様式第7号)

監督員は、必要事項を入力します。

検査員は、検査完了後、必要事項を入力します。

契約検査課長は、評定結果を工事成績評定通知書により請負者に通知します。

### 1 3 工事成績評定に係る説明書（様式第9号）

当該工事の請負者から工事成績評定結果説明請求書（様式第8号）により説明を求められたときは、契約検査課が作成し、請負者に送付します。

事業担当課においては、契約検査課が必要とする資料の作成を行います。

### 1 4 実施期日について

「行橋市建設工事成績評定要領」は、令和2年6月1日より施行し、この運用についても同時に施行します。

## 参考資料

### 工事成績評定事務の実際の流れ

- ・工事成績評定要領における様式第1号から第9号まで、エクセルで作成されており、エクセルファイルについては、各採点項目表を入力すると評定点は自動計算される。
- ・工事成績評定事務の実際の流れは以下のとおり。

- ① 監督員（工事担当職員）は、工事請負契約の締結後、工事ごとに上記ファイル（以下「評定ファイル」という。）を作成し、マイコンピュータの'Libla'の common(M:)ー成績評定のフォルダ内の各事業担当課のフォルダ内に、工事ごとにフォルダ（以下「保管フォルダ」という。）を作成し、評定ファイルを保管する。なお、評定ファイルの雛形は文書ライブラリの総務部ー契約検査課ー検査関連ー成績評定要領よりダウンロードする。
- ② 監督員は、工事完成後、当該工事の評定ファイルに評定結果及び必要事項を記入し、上書き保存する。
- ③ 監督員は、総括監督員（工事担当課長）に口頭にて当該工事の評定を依頼する。
- ④ 総括監督員は、保管フォルダ内の当該工事の評定ファイルに評定結果を記入する。
- ⑤ 監督員は、「検査依頼書」を契約検査課に提出する。
- ⑥ 検査員は、検査終了後（手直し工事がある場合は手直し工事の検査終了後）、保管フォルダ内の当該工事の評定ファイルに評定結果等を記入し、上書き保存し、監督員に当該工事の評定が終了したことを通知する。
- ⑦ 検査員は、工事成績評定表、検査調書を事業担当課に提出し、その他書類については保管する。
- ⑧ 契約検査課長は、評定結果を工事成績評定通知書、項目別評定点により請負者に通知する。
- ⑨ 検査員は、保管フォルダ内のデータを当該年度終了後にCD等に移動し管理する。

附 則（平成21年4月1日）

この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日）

この通知は、令和2年6月1日から施行する。